松江圏都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

平成 2 2 年 1 2 月

島 根 県

松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像2	3 区分を定める際の方針
1) 区域区分の有無	4
<ol> <li>おおむねの人口</li> <li>産業の規模</li> </ol>	
② 市街地における建築物の密度の構成に ③ 市街地における住宅建設の方針 ④ 市街地において特に配慮すべき問題等	決定の方針6無力の方針788を有する市街地の土地利用の方針910
① 交通施設	5計画の決定の方針11 11 14 15
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	5計画の決定の方針16 16 16
<ol> <li>基本方針</li> <li>主要な緑地の配置の方針</li> </ol>	る都市計画の決定の方針17 17 18 針19

# 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

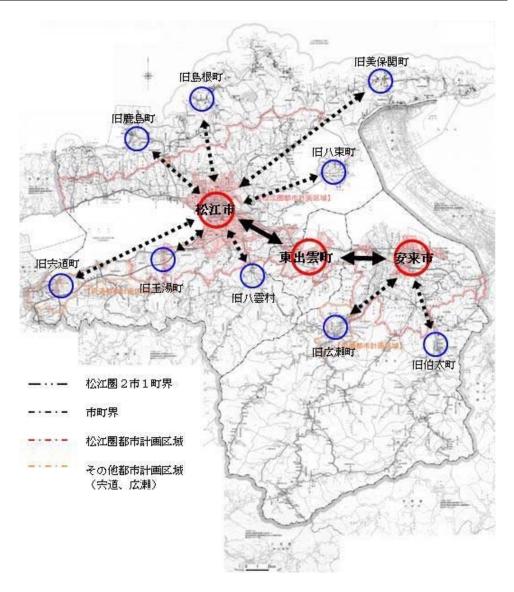
### 1. 都市計画の目標

松江圏都市計画区域は、島根県の東端に位置する面積約 252km<sup>2</sup>、人口約 20 万人を擁する島根県最大の都市計画区域である。東から、安来市、東出雲町、松江市の中心部が国道 9 号や JR 西日本山陰本線を基軸として数珠状に連なる形で一体の都市圏を形成している。

また、平成の大合併の結果、松江市には宍道都市計画区域、安来市には広瀬都市計画区域が松江圏都市計画区域に隣接して存在する状態となっており、それらの都市計画区域とも連携してまちづくりを推進していくとともに、八東町や八雲村等の旧町村中心部についても、地域拠点として中心市街地と連携していかなければならない。

本都市計画区域の範囲、規模は以下のとおりである。

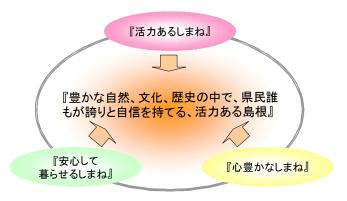
	市町名	範囲	面積
## <del>+ 1</del> = = = = + .	松江市	行政区域の一部	15, 932ha
都市計画区域の 範囲及び規模	安来市	JJ	7, 361ha
单位四次 0.7%/关	東出雲町	JJ	1, 913ha
	計	JJ	25, 206ha



## 1)都市づくりの基本理念

松江市、安来市、東出雲町からなる松江圏都市計画区域は、島根県の政治・経済・文化の中心として発展しており、「山陰道」や「尾道松江線」の高速交通体系の整備が進むとともに、出雲空港や米子空港、国際貿易港である境港にも隣接し、JR西日本山陰本線や一畑電車北松江線による都市間連携など、交通利便性が高い地域である。

一方で、ラムサール条約に登録されている 中海・宍道湖や、大山・隠岐国立公園に指定



されている島根半島等の自然環境にも恵まれており、また、松江城周辺や県立美術館、足立美術館等の歴史的・文化的資源や、玉造温泉、松江しんじ湖温泉等の観光資源が存在し、多くの観光客が訪れている。

平成 21 年8月に策定された「中国圏広域地方計画」では、急速に発展しつつある北東アジアとの地理的近接性や密接な交流の歴史的背景を活かし、日本海地域の拠点都市として機能強化を図る必要がある地域と位置づけられている。また、「島根総合発展計画」では、県庁や国の機関、企業の本支店、文教施設等が集積する島根県の中核的な圏域であり、また、鳥取県と県境を接し、60万人余りの人口規模を有する中海・宍道湖圏域の中央に位置することから、山陰地方の中心的役割が求められる地域と位置づけられている。

本区域の役割を達成するためには、松江圏を構成する2市1町が互いの長所や強みを活かし、 相乗効果を高めることで商業、工業、観光、農業等の均衡のとれた都市として一体的な発展を図 り、「活力あるしまね」、「安心して暮らせるしまね」、「心豊かなしまね」の実現に向けて取り組 んでいかなければならない。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

#### ○魅力的な都市文化を享受できる集約型都市構造への転換

本区域の中心市街地を中核拠点として、高度な都市機能を集積するとともに、「JR西日本山陰本線」「一畑電車北松江線」の鉄道駅周辺や旧町村役場周辺等の都市機能が集積している地域の道路、公園、下水道等の都市基盤の一層の充実や、公共公益施設を集約し地域拠点として整備を図ることで、多くの人にとって生活環境の優れた住みよい文化都市の実現を目指すとともに、持続可能な集約型都市構造への転換を図る。

○高速交通体系に対応したまちづくり

「山陰道」や「尾道松江線」等の高速道路網を最大限に活かすために、インターチェンジ周辺での産業基盤の整備や、既存の市街地及び産業基盤とのアクセス道路網の強化を図る。

○歴史文化や自然環境を生かした個性あるまちづくり

恵まれた自然や地域固有の歴史・文化的資源及びその周辺の良好な景観やまちなみを保全・ 活用することで、地域の魅力の増大と活力の向上、観光都市の形成を図る。

○豊かさと活力を生み出す産業の集積

魅力ある拠点を形成する上で、企業立地や産業集積を推進するとともに、地場産業の育成や 支援を図る。

○中心市街地の活性化

中心市街地からの人口や商業施設の流出に歯止めをかけるため、都市機能の更新を図るとともに、中心市街地活性化基本計画を策定している松江市においては、同計画に定める「住んでよし、訪れてよしの"松江らしい"まちづくり」の実現を目指す。

○自然や既存集落と共生する健やかな都市の形成

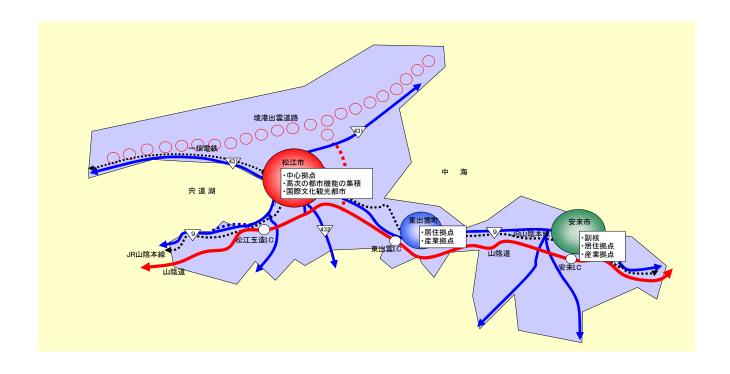
自然環境や既存集落と調和のとれた居住空間の形成を促進するとともに、既存集落の活性化を図り人間性豊かで健やかな地域社会の実現を目指す。

# ○安心して暮らせるまちづくり

斐伊川治水事業等の各種防災対策や高齢者や子供が安心して利用できる歩行者・自転車空間 の確保など、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

## 2) 地域毎の市街地像

地 域	将来の市街地像
松江市	本区域の中心核として、高次の都市機能が集積した拠点を形成するとともに、宍
	道湖等の優良な自然景観と松江城を中心とした地域固有の歴史・文化的資源及び
	玉造温泉等の観光資源を活かした「水と緑、歴史と教育を大切にし 伸びゆく国際
	文化観光都市・松江」の実現を目指す。
安来市	本区域の副核として、活力ある市街地形成と産業基盤整備による都市的機能の増
	進を図るとともに、自然環境の保全、田園景観に配慮した魅力ある生活環境の形成
	に努め、「元気・いきいき・快適都市」の実現を目指す。
東出雲町	東出雲ICを活かした市街地の再編により、住・商・工の均衡ある発展を図り、
	「遊(ゆう)が織りなすベストバランスのまち」の実現を目指す。



- 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - 1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

本区域においては、「市街化圧力」「良好な市街地形成」「産業基盤の確保」「都市基盤施設整備」「区域区分に関連した要望と地域が望むまちづくり」「市街化調整区域の土地利用」「各種施策の運用」の観点から、区域区分の必要性について検証・評価を行った。

#### その結果

- ・ 昭和 45 年から適用されている区域区分制度により、都市の高度な発展と郊外部での良好な営農環境や自然環境の保全が図られてきており、都市計画法の理念である「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保」を図るため、引き続き計画的な土地利用を規制・誘導する必要があること。
- ・ 世界に類を見ない人口減少・少子高齢化に直面し、集約型都市構造への転換がより一層 求められており、都市機能の拡散を防止する適切な土地利用コントロールが必要であること
- ・ 山陰道や尾道松江線の開通により、広域的な交流による人口・産業の拡大が期待される とともに、インターチェンジ周辺の開発等が積極的に進められていること
- ・ 松江圏の人口は今後も引き続き減少傾向を示すと予測されるが、核家族化の進展等により、引き続き計画的な住宅地の供給が必要であること
- ・ 松江市は、島根県の政治・経済・文化の中心として高度に発展しており、中海・宍道湖 圏域の拠点として今後も高次の都市機能の集積を図り、山陰地方の中心的な役割が求められる都市であること
- ・ 安来市は、安来ハガネを中心とした島根県を代表する工業都市として発展している一方で、近年、人口は減少の傾向であるが、米子市や松江市といった中核都市の間に位置し潜在的な土地需要は高いと考えられること
- ・ 東出雲町は、工業都市として発展してきたが、近年は干拓事業や土地区画整理事業による大型商業施設の集積や宅地開発等、総合的な都市として成長しており、人口も高い割合で増加していることから、今後とも計画的な市街地開発が必要であること

等の理由から、引き続き本都市計画区域に区域区分を定めるものとした。

## 2) 区域区分の方針

## ①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	平成 17 年	平成 32 年
都市計画区域内人口	196 千人	おおむね 187 千人
市街化区域内人口	148 千人	おおむね 142 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

## ②産業の規模

本区域の将来における産業規模を次の通り想定する。

区	分	平成 17 年	平成 32 年
	工業出荷額	億円 2,623	億円 3,040
生産規模	商品販売額	(平成 16 年) 億円 6,853	億円 7,250
	第1次	千人 5	千人 3
産業構造	第2次	21	19
	第3次	72	71
	計	98	93

## ③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における、人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成20年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね平成32年までに優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年次	平成 32 年
市街化区域面積	おおむね 3,931ha

(注) 市街化区域面積は、平成32年時点における人口の 保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない ものとする。

- 3. 主要な都市計画の決定の方針
  - 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
    - ①主要用途の配置方針

将来における土地利用を総合的に勘案し、都市環境や自然環境に配慮しつつ、住宅地、商業業務地、工業地及び流通業務地を下表のとおり配置する。

用途	地区名等	配 置 の 方 針
住宅地	駅周辺及び幹線道路	建物用途が混在している地区や密集している地
	沿道の既成市街地	区については、土地利用の純化及び高度利用を図
		り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進
		し、住宅地として配置する。
	既成市街地の周辺部	宅地化が進行している地区においては、地区計
		画等の活用により計画的な整備を誘導し、良好な
		居住環境を有する住宅地の形成を図る。
	郊外部等の新市街地	計画的に都市基盤整備を図りつつ、良好な居住
	, ,,, , ., ., .	環境を備えた利便性の高い住宅地の形成を図る。
業務地	県庁、松江市役所等	高次の都市機能を集積するため、中心商業地と
(官公庁施設)	が立地している松江	ともに当該都市圏の中心核を構成する重要用途と
	市殿町周辺	して業務地を配置する。
商業地	JR松江駅から一畑	都市の活性と商業活動のより一層の増進による
	電車松江しんじ湖温	住民へのサービス向上を図るため、中心商業核の
	泉駅を結ぶ周辺	育成を推進することとし、広域的な商業圏域を確
		保する観点から、市街地の中心部であり、かつ交
		通結節点である同地区に中心商業地を配置する。
	東出雲町錦新町地区	郊外型商業地として、日用品販売等の大型商業
		施設の集積を図る。
	主要幹線沿道地区	国道 9 号や国道 431 号等の主要幹線道路の背後
		地には、一般の住宅地が形成されており、これら
		の日常利便性の向上を図るために商業地を配置す
		また、これらの主要幹線道路は交通量も多く、
		沿道サービス施設も発展しており、これらの機能
		を維持する必要のある地区では沿道型商業地を配置する
-	玉湯町玉造地区	置する。 本地区は、全国有数の温泉地として発展してお
	工伤門 工垣地区	<ul><li>本地区は、主国有数の温泉地として発展してわり、この機能の維持を図るために、観光拠点とし</li></ul>
		ての商業地を配置する。
 工業地	乃木福富・布志名地	既存の工業団地の他、将来の工業生産の増大に
上木也	区(湖南テクノパー	伴う工業地需要に対処する工業地を周辺の都市環
	ク)、馬潟地区、飯島	境に配慮しつつ配置する。
	地区、黒鳥地区等	
	北陵地区(ソフトビ	企業の振興を支える産業支援サービス業・研究
	ジネスパーク島根)	開発型企業の立地を中心とする施設を島根大学北
		側の丘陵地に配置する。
流通業務地	嫁島地区、乃白地区	既存の卸売り団地に加え、卸売り・物流機能の
	(クレアヒル松江)	高度化に対応するための流通業務地を配置し、市
		街地に散在する卸売業者の集積及び新規企業の集
		団化を図る。
	東出雲インターチェ	団化を図る。 高速道路インターチェンジ周辺の立地特性を活

# ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

市街地における主要な用途ごとの建築物の密度の構成に関する方針ついては下表のとおりとする。

なお、用途地域における容積率・建ペい率等の形態制限については、地域の特性を考慮して、 適切な値を選択するものとする。

用途	区域	密度の構成等の概要
住宅地	駅周辺及び幹線道路	利便性の高い都市型居住を目指した中層住宅を主
	沿道の既成市街地	体とした比較的高密な住宅地の形成を図る。
	既成市街地の周辺部	良好な居住環境を有する住宅地として低密度な利
		用を図る。
	新市街地の住宅地区	比較的良好な低層の住宅地が形成されている区域
		については、今後も居住環境を維持し、ゆとりある低
		密な住宅地を形成する。
		土地区画整理事業又は地区計画等予定地区は、その
		計画理念に適合した密度の利用を図る。
業務地	県庁、松江市役所等	都市の中心核として土地の高度利用を図り、商業業
(官公庁施設)	が立地している松江	務や公共サービス等の多様な機能の集積したにぎわ
	市殿町周辺	いのある高密度の業務地とする。
商業地	JR松江駅から一畑	利便性の高い地区では高密度の利用を図り、潤いの
	電車松江しんじ湖温	あるオープンスペースの確保など、都市型の景観形成
	泉駅を結ぶ周辺	に努める。
	東出雲町錦新町地区	郊外型商業地として、駐車場や緑地の確保等により
		低密な商業地とする。
	主要幹線沿道地区	沿道型商業地は低密度の商店街を、日常販売をまか
		なう商業地については、低中密度の商店や住宅による
		街並みを形成する商業地とする。
	玉湯町玉造地区	温泉街の街並みを活かした中密度の利用とする。
工業地	既存の工業団地、乃	まとまりのある工業地については、周辺環境に配慮
	木福富・布志名地区	したゆとりある操業環境を目指し低密度の工業地と
	(湖南テクノパー	し、地場産業等の既存工業地についても低密度な利用
	ク)、飯島地区、黒鳥	とする。
	地区、北陵地区(ソ	
	フトビジネスパーク	
ンキンタンIIV 3と 1:1	島根)	NANT WATER IN THE TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TOT
流通業務地	嫁島地区の卸団地、	流通業務地については、施設の合理化、近代化を進
	乃白地区(クレアヒ	め、低密度な利用とする。
	ル松江)、東出雲イン	
	ターチェンジ周辺	

### ③市街地における住宅建設の方針

本区域においては、人口減少、少子高齢化が予想を上回る速度で進んでおり、それらへの対応や定住促進等による地域活力の維持・増進が強く求められる。

また、価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進展等に伴い住居ニーズも多様化する中で、「豊かな住生活」を求める住民の要請に応える質の高い居住水準、居住環境の整備を推進し、良質な住宅ストックを将来の世代に継承していく必要がある。

このような状況をふまえ、本区域の住民が活力のある地域社会において、「安心して暮らせるしまね」を実現させるべく、良質な住宅ストック及び住環境の形成、高齢化社会への対応並びに地域活性化の推進に資するため住宅建設の方針を次のとおりとする。

## ○良質な住宅ストックの形成と次世代への継承

住宅の耐震性や防火性など、基本的な品質や性能を確保するため、建築部局と連携して 建築規制を適格に運用するとともに、住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、 耐久性に優れ維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等にも柔軟に 対応できる質の高い住宅の普及を図る。

また、住宅における省資源・省エネルギー化を促進するため、省エネルギー性能の高い 住宅の普及を図るとともに、自然エネルギーの利用促進を図る。

## ○ 安全で快適な居住環境の形成

本区域には、木造老朽住宅が密集している市街地が多く、地震・火災時における被災が想定されるほか、狭隘道路が多いため、延焼危険、消火活動困難、避難困難などの問題が懸念されるため、密集市街地の再整備を推進する。

また、少子高齢化の進展に対応して、高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全で快適な 住生活を営めるよう、誰もが利用しやすい施設の整備、円滑に移動しやすい市街地の整 備など、住宅地のユニバーサルデザインを促進する。

一方で、本区域では、歴史的なまちなみ・景観が形成されており、地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを推進するため、各種整備事業や地区計画、建築協定、緑地協定、景観計画等の規制、誘導手法により、良好なまちなみ・景観の維持や形成促進を図る。

# ○ まちなか居住の促進と優良な住宅・宅地の供給の促進

本区域の中心市街地等においては、住環境の悪化、建築活動の停滞等により、青空駐車場や空き家など低・未利用地が発生し、人口減少、高齢化、市街地の空洞化が進行している。

これらの市街地について、既存の都市基盤等を有効に活用しながら人口を回復し、将来にわたって持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持及び形成を図るため、多くの人が住みやすい住環境の改善、住宅供給促進等を進め、まちなか居住を促進するとともに、産業振興、福祉、まちづくり等と連携し、定住、UIターンの促進を図る。

# ④市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

# a 土地の高度利用に関する方針

地区名等	方 針
JR松江駅前地区及び	本区域の中心地区であり、土地の合理的かつ健全な高度利用と都
殿町地区とその周辺	市機能の集積を図るよう土地利用を進める。

# b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方 針
JR松江駅前地区、主	人の交流が活発な地区であり、その機能を最大限に発揮するた
要道路沿線及びインタ	め、業務地及び商業地は、商業又は業務施設の集積を図り、適正
ーチェンジ周辺地区	な用途の誘導に努める。
市街地周辺住宅地	土地利用の現況や環境保全等に配慮した地域地区の指定、変更
	を行い、建築物の規制、誘導により合理的な土地利用に努め適正
	な用途の純化を図る。

## c 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
比津が丘、淞北台、浦	良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な
ケ部、錦新町地区等	居住環境を保持し、ゆとりある住宅地の形成に努める。
JR揖屋駅、JR安来	住宅密集地区については、居住環境改善のため、建て替え、不
駅周辺の既成市街地	燃化の促進、敷地の共同化などによる土地の有効利用を図るとと
	もに、公園・道路等の基盤整備を総合的に行うことにより、良好
	な市街地環境の形成を図る。

# d 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

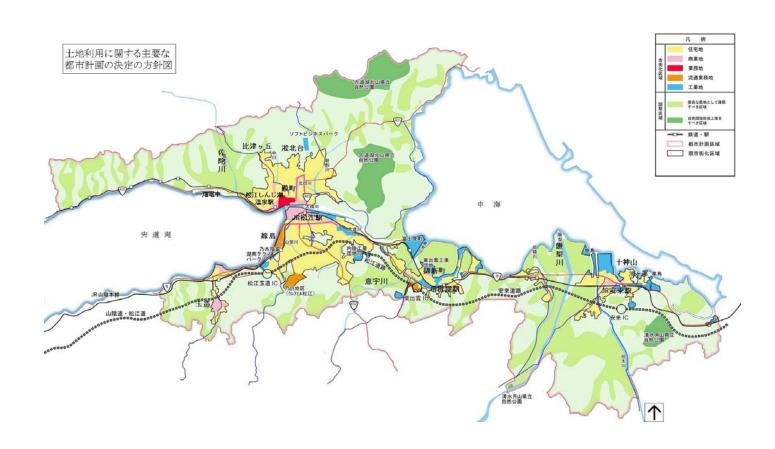
地区名等	方 針
宍道湖、中海の湖岸や	水辺空間を活かした都市的景観を有する緑地の整備保全に努
堀川	める。
安来市十神山	郷土的意義の高い十神山については風致地区として保全に努
	める。
松江市社寺林等	良好な自然環境を形成している社寺林等については、郷土景観
	の構成要素として、緑地保全地域又は条例により緑地保全区域と
	して保全を図る

# e 歴史的風致を形成する建造物の維持に関する方針

地区名等	方 針
松江城周辺地区	城下町や武家屋敷等の歴史的な面影を残す地区については、高
	さ規制や建築物の形態、意匠の統一を行うことにより重点的に景
	観形成を図るなど、その維持保全に努める。

### ⑤市街化調整区域の土地利用の方針

- a 優良な農地との健全な調和に関する方針
  - ・ 「佐陀川」、「意宇川」、「飯梨川」等の沿川の穀倉地帯では大規模優良農地や営農 意欲の高い農地が存在しており、引き続き良好な農地として保全を図る。
- b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 以下の区域については、災害防止上、市街化の抑制を図る。
  - ・ 建築基準法第39条第1項の災害危険区域
  - ・ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
  - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項の土 砂災害特別警戒区域
  - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の急傾斜地崩壊危険区域
- c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
  - ・優れた自然の風景を有する「宍道湖北山自然公園」を中心とする周辺の区域、また安 来市から松江市玉湯町に至る南部丘陵地一帯における良好な樹林地、神社、古墳群地 区については、都市的開発を抑制し、現在の土地利用を保全する。
- d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
  - ・ コミュニティの維持や回復を図るべき集落、周辺地域の拠点となるべき区域、主要幹 線沿道等の区域、計画的な市街地整備が行われた区域、あるいは行われることが確実 な区域等では、周辺市街化を抑制しつつ、優良農地、自然環境の保全、優れた自然景 観に配慮し、地域特性を考慮した整備、開発及び保全策を講じる。



#### 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①交通施設

#### a 基本方針

## ア 交通体系の整備の方針

県都松江市を中核とする本都市計画区域は、島根県の政治、経済、文化の中心であり、 県内外からの交通の要となっている。その交通体系は「国道9号」を基軸とする道路網の ほか、JR、一畑電車といった鉄道により構成されており、空、海の発着である「出雲空 港」、「米子空港」及び「境港」、「七類港」の両港はいずれも松江市中心部から約 20km に 位置している。

道路整備については、「山陰道」の開通や、「尾道松江線」、「地域高規格道路 境港出雲 道路」など広域的な交流を通じて地域の発展に果たす役割が大きい高速交通道路網を中心 に各種道路整備が進められている。

今後、島根県の中心都市として、また、中海・宍道湖圏域の拠点都市としての都市交通体系を確立するため、次のような基本方針のもとにハード、ソフトの両面から計画的な交通網の整備を図ることとする。

- 地域交流の促進を図るため、「山陰道」、「境港出雲道路(松江第五大橋道路を含む)」といった中海・宍道湖圏域の高規格道路による8の字ルートの形成や「尾道松江線」による広島経済圏との連携強化とともに、「国道9号」、「国道431号」等の東西の主要幹線道路を軸として、市町ごとに構成した道路網計画に基づき、道路整備を推進する。
- 自動車交通による負担を軽減し、交通弱者への配慮や環境負荷軽減のために、駅前広場などの交通結節点の整備・強化やコミュニティサイクルの導入を図るとともに、交通機関相互の接続の改善を図るなど、総合的な交通ネットワーク化を図り、公共輸送機関の利便性の向上に努める。
- 交通結節点、自転車歩行者空間等におけるバリアフリー化を促進する。
- 時差出勤やフレックスタイムの導入、マイカー抑制策、トランジットモールや新交通 システムの検討等、交通需要マネジメント施策による交通円滑化を図る。
- 原子力発電所が立地する松江市においては、万が一の原子力災害に対応するための緊 急避難道路の整備を推進する。
- 子供や高齢者でも安全・快適に利用できる自転車・歩行者空間の確保に努める。
- 駐車場については、駐車需要の質・量に応じて、官民の適切な役割分担に基づく施策 を総合的かつ効率的に展開する。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道路	高速交通拠点へのアクセス向上や主要渋滞ポイントの解消、安心・ 快適な歩行空間の創造等を目的とした「しまねの新たな道づくりビジョン」の実現を目指し、交通施設整備の進展を図る。

# b 主要な施設の配置の方針

# ア」道路

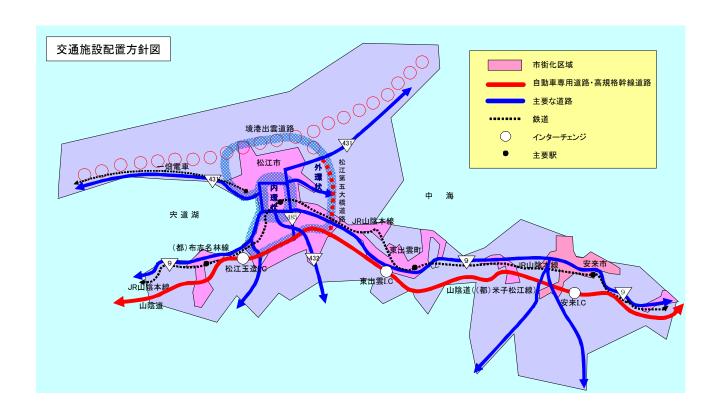
種別	配置の方針
幹線道路	本区域を東西に貫く「山陰道(圖米子松江線)」及び「境港出雲道路」
	を、本区域の道路交通網の東西軸かつ広域的な地域連携を担う高規格
	幹線として配置する。
	また、「鄱国道9号線」、「鄱布志名林線」、「 1 大田飯島線」 及び
	「圗米子松江線」を東西軸として、個別の都市ごとに街路網を形成す
	る。
	<松江市>
	○内環状道路網
	都心部に「⑩国道9号線」、「⑩上乃木菅田線」、「⑩城山北公園線」、「⑩
	袖師大手前線」で構成される内環状道路網を配置する。
	○外環状道路網 
	市街地外周部に、
	状線(龜東津田下東川津線・龜東津田連絡線(松江第五大橋道路)含
	む)」、「境港出雲道路」、「(仮)西環状線」等で構成される外環状道路
	を配置する。
	○放射状道路
	内・外環状及び周辺地域を連結する放射状道路を配置し、主要幹線道
	路網を形成する。さらに、これを補完する幹線道路、補助幹線道路を
	それぞれ格子状に配置する。
	<安来市、東出雲町>
	「御米子松江線」、「御国道9号線」及び「御黒井田飯島線」を骨格東
	西路線とし、これを補完する幹線道路、補助幹線道路をそれぞれ格子
	状に配置する。

# イ 鉄道

種別	配置の方針
JR西日本	現在、運行されているJR西日本山陰本線及び一畑電車北松江線を
山陰本線	主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進
一畑電車北	し、両交通機関の円滑な接続を視野に入れながら、公共交通機関を中
松江線	心とした都市構造への転換を促進するために配置する。

# ウーその他

種別	配置の方針
駐車場等	自動車交通の増大、商業業務の拡充等にあわせ、官民一体となって
	適切な位置に駐車場を整備するとともに、主要駅のパーク・アンド・
	ライド駐車場の利用促進を図る。
	また、松江市殿町地区においては、松江城周辺の観光機能や中心市
	街地の都市機能の強化を図るため、適切な位置に駐車場を整備する。



# c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおりである。

主要な施設	市町名	路線名等
道路	松江市	<ul><li>●東津田連絡線、●東津田下東川津線</li><li>●袖師大手前線、●城山北公園線</li><li>●北公園西尾線、●北循環線</li><li>●東津田中央線、国432 号(古志原~大庭)</li><li>その他、大橋川河川改修に伴う街路の整備を行う。</li></ul>
	安来市	(仮称)飯島切川線
	東出雲町	<ul><li>翻意東揖屋線</li><li>翻揖屋馬潟線</li><li>翻新屋敷一本松線</li></ul>

## ②下水道及び河川

### a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備方針

#### i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共 用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。特に本区域は、湖沼水質保全特 別措置法の指定湖沼である宍道湖・中海を擁しており、下水道の普及が重要である。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では、「宍道湖流域下水道(東部処理区)」及び「流域関連公共下水道」により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理を行うものとする。

また、従来より地盤が低く浸水被害の危険性の高いJR松江駅前を中心とした松江市街地をはじめ、耕作放棄地の拡大による遊水機能の喪失、ゲリラ豪雨の増大や都市化の進展等により浸水被害の危険性が極度に高まっている市街地等においては、中小河川整備と連動した雨水対策事業を積極的に推進し、浸水被害の軽減を図るものとする。

#### ii 河川

本区域は、一級河川斐伊川(宍道湖、大橋川、中海)が東流し、その間に多くの支川が合流している。

一級河川斐伊川については、昭和 47 年 7 月の豪雨を契機とした抜本的な治水対策として、上流部の志津見ダム・尾原ダム、斐伊川中流部の放水路(新川開削及び神戸川の拡幅)とともに、本区域においては、大橋川の改修や中海・宍道湖の湖岸堤を整備する。また、これに併せて松江市街地の内水対策を下水道事業とも連携し、総合的に推進することで、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

支川については、近年、都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあるため、河川改修を積極的に推進するとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

なお、河川は、治水・利水に加え、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境、更には地域の風土と文化を形成する上で重要な役割を担っており、本区域においても、人々が川に親しめる空間づくりや水質の浄化、更には動植物の良好な生息・生育環境、景観の保全などに配慮しながら安全な暮らしを守るための河川整備に努めるものとする。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	「島根県汚水処理施設整備構想」に基づき、宍道湖・中海等の公共用水
(汚水)	域の水質保全を図るとともに、汚水処理施設の効率的な整備推進や適切な
	維持管理により生活環境の向上を図る。
河川	一級河川斐伊川は、年超過確率 1/150 に対する治水安全度を確保するこ
	とを長期目標とし、河川整備計画において、概ね 20 年間の整備目標及び
	整備内容を定め整備を行う。また、松江市街地の内水対策として、戦後最
	大の浸水被害を生じた昭和 47 年豪雨と同規模の洪水に対し、床上浸水被
	害の解消と床下浸水被害の軽減を図る。
	また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目
	標に整備する。
	治水・利水に加え、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境、
	良好な景観の形成を図る。

## b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおりである。

主要な施設	整備概要等
下水道	施設の更新や適切な維持管理に努めるとともに、未整備箇所については引き続き流域関連公共下水道や農業集落排水、浄化槽の整備を図る。
	また、流域関連公共下水道の普及に対応して終末処理場(宍道湖東部浄化センター)の処理能力の維持更新を図る。 松江市街地における浸水対策として、橋南地区に内水排除ポンプ場の新設および雨水排水施設の整備を図る。
河川	斐伊川 (大橋川) の改修および中海・宍道湖の湖岸堤整備や、これに併せた橋北地区における内水排除ポンプ場の新設、中小河川の溢水防止等の松江市街地の内水対策を行う。 朝酌川、中川、忌部川、木戸川、田頼川、佐陀川、吉田川、飯梨川等の改修

## ③その他の都市施設

## a 基本方針

本区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない 供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近 代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設 の計画的な整備を図る。

## b 主要な施設の整備目標

環境問題への関心が高まる中で、循環型社会の実現と地域住民の良好な生活環境の保持等を図る上で必要となる、ごみ・汚物等処理施設の整備目標を次のとおりとする。

主要な施設	整備概要等
ごみ・汚物処理場	松江市において平成23年度の本格稼動を目指して、新ごみ処理施 設の建設を進める。

## 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

## ①主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地の進展状況に応じた市街地開発事業を行うとともに、地区計画等に基づく計画的な整備を推進する。

市街地区分	整備の目標等
既成市街地	中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発事業等により面的あるい
	は立体的に都市の更新を図る。また、農地等については土地区画整理事業
	等により計画的な市街地整備を進めていく。
	未利用地が集団的に残っており、計画的なまちづくりが整わないうちに
	市街化が進行している地区は、早期に整備方針を明確にし、市街地開発事
	業等の実施により計画的な都市基盤整備を誘導する。
新市街地	新市街地は、良好な住宅地として土地区画整理事業や地区計画により秩
	序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、下水道等の根幹的な都
	市施設を整備する。

# ②市街地整備の目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な事業は次のとおりである。

事業名等	地区名称等
土地区画整理事業	松 江 市:立丁東地区、大庭地区、乃白地区 安 来 市:和田南地区、和田高広地区、今津道マン地区 東出雲町:出雲郷西地区、下意東松原地区
市街地再開発事業	松 江 市:中心市街地活性化の一環として検討中。

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### ①基本方針

a 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本地域は県の東部に位置し、中国山地に連なる山地、丘陵地、沖積地によって形成されているとともに、宍道湖、中海の大きな湖水を湛え、斐伊川(大橋川)、飯梨川、伯太川、意宇川等の多くの河川が流れている。また、宍道湖・中海はヤマトシジミに代表される豊富な魚介類や、我が国有数の水鳥の飛来地である等といった良好な自然環境を有することから、国際的に重要な湿地として認められ、平成17年11月にラムサール条約湿地として登録されている。

この地域には、松江市、安来市、東出雲町の中心部に代表される市街地が発達する一方、 市街地の周辺は水田、畑地、樹林地及び水辺地が広がっており、豊かな自然環境を形成しているとともに、古代出雲文化の発祥の地でもあり、遺跡などの歴史的意義の高いものも多い。 このように本地域は、水と緑につつまれた美しい環境と数々の歴史的遺産や文化の薫り豊かな郷土であるが、無秩序な開発が進めばその豊かさを失うことにもなりかねない。

そこで、本方針では、本地域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ、健全な都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び美しい緑あふれる街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

### b 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成 32 年における 緑地確保目標水準 平成 20 年現在の市街化区域内における緑地割合は 4.9% であるが、今後は、松江市、安来市が策定した緑の基本計画に基づく目標水準である概ね 7%に向けて、引き続き緑地の確保を推進していく。

## イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

都市計画区域内人口1人 当たりの整備目標水準

平成20年現在の1人当たりの整備水準は11.3 ㎡/人であるが、今後は、国の目標水準である20 ㎡/人に向けて、引き続き緑地の確保を推進していく。

# ② 主要な緑地の配置の方針

本地域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性及び歴 史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

緑地系統	配置の方針
環境保全系統	都市生活に密着した河川緑地や自然緑地、都市公園を整備しネットワ
	一ク化を図る。
	神社仏閣や文化財等と一体となって歴史的風土を保っている樹林地は
	緑地として保全を図る。 緑の少ない中心市街地内で住区基幹公園等を整備し、都市環境の改善
	一級の少ない中心印色地内で住区基幹公園寺を登備し、郁川泉境の以音   を図る。
	本内のシンボルとなっている緑地の保全を図る。
	市街地を取り囲む緑地や市街地に突き出た緑地の保全を図る。
	植物、昆虫、小動物等の生態系の維持されている樹林地の保全整備を
	図る。
レクリエーショ	小学校区、幹線街路、河川等により設定された各近隣住区ごとに1近
ン系統	隣公園、4街区公園を配置するとともに、4~5近隣住区に1箇所の地
	区公園を配置し、子供から高齢者まで身近に利用できる遊戯、運動、休
	養等の場の整備を推進する。 住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあい等を通じて、住民
	の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として総合公園、運動公園
	の適切な維持・管理及び改築・更新を推進する。
	貴重な文化財が埋蔵されている松江市西部及び南東部、歴史的な意義
	の高い松江城周辺や良好な自然環境を有しているところにおいて住民の
	憩いの場として特殊公園等の適切な維持・管理及び改築・更新を推進す
	る。
	レクリエーションの利用効果を高めるため、公園や公共施設を結ぶ緑 道の整備を推進する。
	自然とのふれあいの場、レジャーの場を整備する。
	表土流出のおそれがある市街地周辺部については、緑地の保全により
193 9C 7[N]	防災機能の維持を図る。
	地震時、火災時の避難地及び防災活動の拠点となる総合公園、運動公
	園など大規模な公園の整備を図るとともに、一次避難地となる地区公園
	の整備を図る。また、避難路として河川等を利用した緑道の整備を図り、
	河川等を利用した防災上の遮断帯を確保する。
	幹線道路沿いや工業団地周辺の必要箇所については、環境保全等を考
	慮し、緩衝緑地となるような緑地の整備を推進する。
景観構成系統	都市の背景となる良好な自然環境を有する丘陵地の保全を図る。
	郷土的意義の高い十神山のほか、社寺林等の郷土景観を構成する緑地
	の保全を図る。
	宍道湖・中海や堀川等の水面を活かした都市的景観を有する緑地の整
	備保全を図る。
	中心市街地において、うるおいとゆとりを感じさせる広場公園を配置
◇◇ ◇ ムム チンシヨ、ムル	する。
総合的な緑地	本区域は北山山系及び中国山系から続く山地丘陵地と宍道湖及び中海により大きな自然緑地に囲まれている。これらの緑地に連続的に連なる
	により入さな自然縁地に囲まれている。これらの縁地に連続的に遅なる     緑地を骨格として配置するとともに、市街地内の良好な緑地を体系的に
	結びつけるよう配置することを基本としている。
	この骨格部に相当する緑地の他、市街地の背景となる樹林地や水辺、
	また日常生活に密接な関わり合いのある緑地の保全を図る。

## ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地開発事業の施行にあたっては、公園、緑地、広場、歩行者専用道、自転車道等を都市施設として一体的に整備する。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に 努める。

良好な樹林地や水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については風致地区や緑地保全地域の指定を図るなど保全に努める。

良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑地協定等により緑化を推進する。